



「決算個別指導会」開催



令和 8 年

期 間

2月2日(月)～3月16日(月)

ブルーリターン A・手書きの方(OCR ご利用は除く)は1月21日(水)より開始
土日祝日休み ※税務署が日曜日に開庁した場合は同日開場します

時 間

8:45 開場(9時開始)～15:30

混雑時は途中で受付を締め切らせていただきます

忘れ物ないよう
下記の持ち物リストを
確認しよう！



おひとり
45分程度
予約なし・受付順

1 収入関係

- ☐ 年金・給与所得の源泉徴収票
- ☐ 報酬の支払調書

2 控除関係

- ☐ 医療費の明細書(集計したもの)
- ☐ 国民年金・生命保険・地震保険の控除証明書
- ☐ 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険
の年間納付額のお知らせ
- ☐ 組合健保の年間納付額が分かるもの
- ☐ 一人親方・特別加入の年間保険料が分かるもの
- ☐ 小規模企業共済掛金払込証明書
- ☐ 寄付金の領収書
- ☐ 住宅借入金控除関係書類(残高証明、計算書)
- ☐ 配偶者・扶養の方の源泉徴収票または所得が分かるもの

3 その他

- ☐ OCR 用紙
- ☐ 過去2年分の決算書・申告書(所得税・消費税)
- ☐ 印鑑(シャチハタ不可)
- ☐ 帳簿(現金出納帳・経費帳・集計表・元帳・試算表)
- ☐ USB・パソコン(ブルーリターン A ご利用の方)
- ☐ 預金通帳
- ☐ 給与の源泉徴収簿
- ☐ 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る
過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書
- ☐ 適格請求書発行事業者の登録通知書
- ☐ 所得税予定納税・消費税中間納付の通知書
- ☐ マイナンバーカード・利用者識別番号(各暗証番号)
- ☐ 通知カード・本人確認書類のコピー
- ☐ 配偶者・扶養・専従者の方のマイナンバーの番号
- ☐ 税務署からの確定申告のお知らせ
- ☐ 会館利用料(1回目2,000円 2回目以降1,000円)
※小銭はお控え頂き、お釣りのないよう現金を持ってくる下さい
- ☐ その他、決算に必要な書類

【会館利用料に関するお知らせ】

■ 会館利用料について

- 対象期間：令和8年1月21日～3月31日の期間で指導を受けられる方
- 金 額：・初回利用：2,000円
・2回目以降の利用：1,000円／回

※利用料は、当日受付の時に現金でお支払いください。

小銭はお控えいただき、お釣りのないようご協力をお願いします。

※退会・住所変更など、各種手続きのみのご来所には利用料はかかりません。

※期間を過ぎてから決算指導を受ける場合も同様の利用料がかかります。



【再来所(2回目利用)となる場合の一例】

以下のようなケースは「2回目の利用」となり、**会館利用料1,000円**を再度いただきます。
あらかじめご確認のうえ、必要な書類等をお忘れなくお持ちください。

● 必要書類や帳簿類のお忘れ物、不備があった場合

例) USBにバックアップができてない(ブルーリターンA利用者)
マイナンバーカードなどのパスワードが分からない(e-tax利用者)
控除証明書などを忘れた

● お一人あたり45分の指導時間内に完了しなかった場合

例) 10万円以上の備品・車の購入、大規模修繕があったが事前に相談していない
OCR用紙を書いてこなかった(OCR利用者)
収入の内訳が分からない(不動産貸付の方)
未入力や入力誤りが多数ある(ブルーリターンA利用者)
年末調整をしていない(従業員がいる方)

※ご不明点があれば、事前に事務局までお問い合わせください。

